

「品川区障害者計画・障害福祉計画（素案）」についての区民意見公募 （パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について

「品川区障害者計画・障害福祉計画」を策定するにあたり、素案を公表し、区民意見公募（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と寄せられたご意見に対する区の考え方を公表します。

1. 集計結果等

(1)意見募集期間

平成 26 年 12 月 1 日(月)～19 日(金)

(2)提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	4	24
電子メール	12	36
F A X	2	2
郵便	1	3
合 計	19	65

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

(3)ご意見いただいた方の資格要件別提出人数

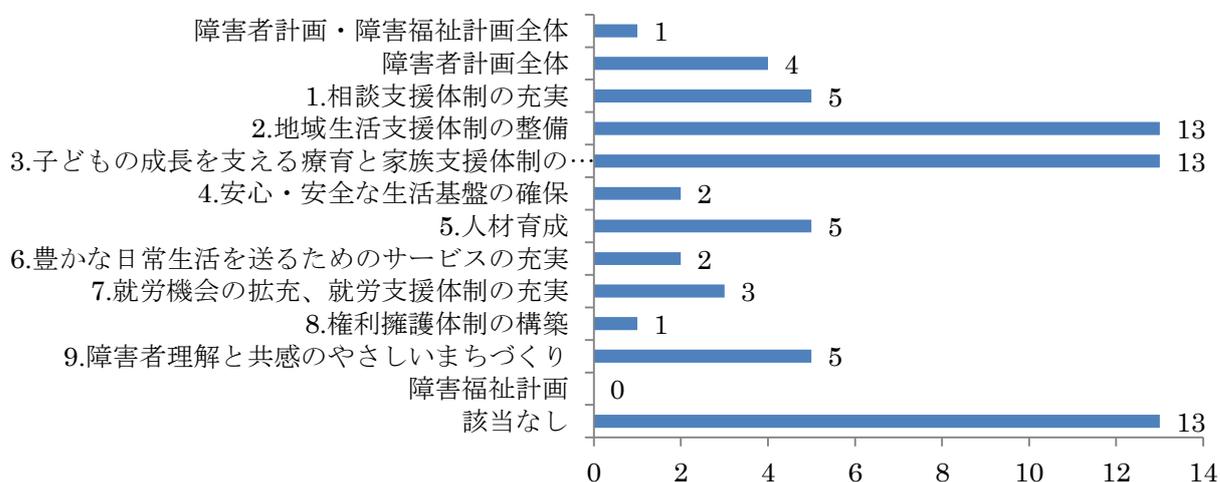
資格要件	提出人数
区内に住所を有する方	16
区内に事務所又は事業所を有する個人の方及び法人その他の団体	3
区内に存する事務所又は事業所に勤務する方	2
区内に存する学校に在学する方	0
区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有する方	0
その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方	0
合 計	21

※同一人で複数の資格要件を満たす方がおられるため、(2)の提出人数と(3)の提出人数は一致しません。

(4)項目ごとの意見数

対象項目		意見数	
障害者計画・障害福祉計画		全体	1
障害者計画	全体		4
	【基本方針1】 障害者のライフステージ を通しての総合的・継続 的な支援	1.相談支援体制の充実	5
		2.地域生活支援体制の整備	13
		3.子どもの成長を支える療育と家族支援 体制の充実	13
		4.安心・安全な生活基盤の確保	2
		5.人材育成	5
	【基本方針2】 障害者の主体性の尊重	6.豊かな日常生活を送るためのサービスの 充実	2
		7.就労機会の拡充、就労支援体制の充実	3
	【基本方針3】 共に生きる、共に暮らす 地域社会の実現	8.権利擁護体制の構築	1
9.障害者理解と共感のやさしいまちづくり		5	
障害福祉計画		0	
該当なし		13	
合 計		67	

※同一意見が複数の項目に跨る場合があるため、(2)の意見数と(4)の意見数は一致しません。



2. 寄せられたご意見（要約）と区の考え方

(1) 障害者計画・障害福祉計画全体 【1件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
1	計画名称の‘障害’部分を‘障がい’にしてはどうか。	障害者計画 障害福祉計画 全体	‘障害’の表記については、ひらがな表記を使っている自治体も見受けられます。国においても検討がなされた時期がありますが、保留になった経緯があります。こうした背景もふまえ、区では法律上の名称表記に準じ、現行の表記を使用することにしております。 (障害者福祉課)

(2) 障害者計画全体 【4件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
2	障害児・者のために継続的な支援をしてほしい。	障害者計画 全体	障害のある方が自ら必要な支援を選択して地域での自立した生活を送るためには、変化する生活環境を配慮した上で様々な社会資源・支援サービスに適切につなぐことが重要であると考えています。障害者計画の基本指針のひとつに掲げているとおり、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区の施策を展開してまいります。 (障害者福祉課)
3	計画の策定委員会委員に障害者当事者が1名入っていたが、委員会の出席が難しかったようだ。障害があれば、何らかの事情で出席できない可能性が高く、委員は複数人であった方がよかったのではないか。委員会で障害者当事者として、生活実態について話を伺う必要があったのではないか。	障害者計画 全体	障害者当事者である委員1名は、ご指摘のとおり委員会での出席が厳しい状況でありました。しかしながら計画策定においては障害者当事者のご意見を反映させることは不可欠であり、平成25年に実施した障害者やそのご家族を対象とした基礎調査、障害者団体への意見聴取、障害者やそのご家族、ピアカウンセリングの相談員を対象とした意見交換会を実施しご協力いただき、数多くのご意見を反映させていただきました。 (障害者福祉課)
4	障害者当事者の意見を多く吸い上げ、計画に反映させてもらいたい。		
5	障害者計画P.4「(2)重度化・高齢化への対応」本文4行目‘親亡き後を見据えた支援’について、親亡き後は行政が全面的に指導していくのが福祉の大前提ではないのか。	障害者計画 全体	障害者の高齢化が進むにつれ、老障介護の状況を支える支援は喫緊の課題です。親亡き後の具体的な支援は現状でも個別に丁寧な対応に努めているところですが、今後は仕組みとして、家族支援の視点を重視し、家族介護によるところだけでなく、在宅支援の導入を早めに図っていくことや、障害者本人がなるべく地域で暮らし続けられるようなグループホームでの生活体験の

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
			促進をはかるなど、地域全体で支えられる体制を整備してまいります。 (障害者福祉課)

(3) 障害者計画 1.相談支援体制の充実 【5件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
6	発達障害または発達に特性のある人々への支援を充実してほしい。	P. 17 (1. 相談支援体制の充実) P. 22 (2. 地域生活支援体制の整備)	区は、平成 26 年に発達障害者支援施設「ぷらーす」を開設するなど、発達障害のある方への支援を進めております。引き続き、支援体制の充実に努めてまいります。 (障害者福祉課)
7	心身障害者福祉会館にて高次脳機能障害専門相談の相談員が配置され、長い期間に渡って、きめ細かい相談と指導を頂いている。相談員の配置の周知について、これまで一般向け広報はせず、各施設や事業所の紹介のみであったかと思うが、これまでの実績を踏まえ、これからは広く多くの方に周知して、地域の中に埋もれている高次脳機能障害者の相談を受けて頂きたい。そのために、高次脳機能障害についてのパンフレットの作成や、相談窓口の紹介について広く一般の方に区報などでお知らせして頂きたい。	P. 17	平成 23 年度に開始した高次脳機能障害に関する相談体制は、障害者計画に盛り込まれているとおり、今後も継続・充実させていきます。高次脳機能障害の特性を理解し、本人や家族の気持ちに寄り添った支援を図っていくよう、障害受容の促進を図るとともに医療機関との連携を図るなど地域の取り組みを支援してきたところです。 パンフレットによる周知についても平成 26 年度中に作成し、医療機関をはじめとする関係機関とともに一般の方々にお知らせし、高次脳機能障害を広く知っていただけるよう努めてまいります。 (障害者福祉課)
8	子どもの時の事故などで脳に損傷を受けた場合、高次脳機能障害ではなく、軽度の発達障害として扱われている方が多い。高次脳機能障害として正しく診断されれば支援方法も変わってくる。高次脳機能障害と思われる方に声をかけ、適切な支援を受けられるよう、働きかけて頂きたい。 また、他の障害にも当てはまることだが、特に高次脳機能障害については、本人の状態の大きな変化から、家族の受け入れや接し方の難しさなど家族の苦労は大きいといえる。相談支援で家族の声を聞いて頂いたり、家族会などで思いを共有できると思うので、高次脳機能障害のご家族に家族会等を紹介して頂き、少しでもご家族の負担が軽くなればと思う。	P. 17、18	事故などによる脳損傷は子どもにも起こっており、高次脳機能障害を伴うことが知られるようになっていきます。診断は医師（医療機関）が行うこととなりますが、その後の生活の変化などはご家庭や教育機関などでの発見が主なものになってきます。乳幼児健診や療育機関にも高次脳機能障害について理解を求め、早期の発見や適切な相談・助言指導に努めてまいります。 障害者のご家族への心理面への支援については、当事者やご家族による活動も欠かせません。相談機能の充実とともに地域の支援力の充実に努めてまいります。 (保健センター・障害者福祉課)
9	発達障害の相談業務に従事している、根底に発達障害があると思われる	P. 17	発達障害は先天的な発達特性によるものであるため、幼少期からの特性に

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	<p>精神疾患の成人の方の対応をすることがある。このようなケースの場合、子どもの頃から適切な対応をしていれば、病状が進行しなかったのではないかと感じることが多い。</p> <p>発達障害の思春期相談を利用する方は、情報が収集でき、比較的余力のある保護者である。それ以外の相談を必要とする方の相談を受けられるようにすれば、早い段階から適切な相談支援を行うことで、その後の本人の安定や、成人後の医療費などの経済的な損失を最小限に抑えることができるのではないかと感じる。そのために、相談機関において、専門性の高い人的資源の確保と、相談しやすい相談体制が必要だと感じている。</p>		<p>あった適切な支援により、より良い成長を促せると認識しております。</p> <p>発達障害に関する相談や支援がはじまってからまだ歴史は浅く、区で始めた発達障害に特化した療育事業や思春期支援も6年を経過する中で、その必要性を評価されるようになってまいりました。成人期支援を始める中でも、発達障害の特性理解が重要になると考え、相談事業を独自に展開しているところです。今後も専門性の高い人材を育成をしていくことも含め、幼少期から成人期へと成長段階をつなぐ支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>（障害者福祉課）</p>
10	<p>基幹相談支援センターは、行きやすく、相談しやすいことが基本だと思う。特に、障害受容ができにくい幼少期には、心理カウンセラーなどと連携し、相談に来所する障害者の家族には細心の配慮をしていただきたい。</p>	P. 17	<p>わが子に障害がある、あるいは発達に支援が必要であることを受け止めることの難しさは図りしれないものがあることと思います。ご家族の気持ちに配慮しつつ、一人ひとりの障害の特性を捉え、見通しが少しでも持てるような関わりを通して、ご家族と成長を喜べるような支援体制を作ってまいります。</p> <p>（障害者福祉課）</p>

(4) 障害者計画 2.地域生活支援体制の整備 【13件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
11	<p>発達障害または発達に特性のある人たちへの支援を充実させてほしい。</p>	P. 17 (1. 相談支援体制の充実) P. 22 (2. 地域生活支援体制の整備)	<p>区は、平成26年に発達障害者支援施設「ぶらーす」を開設するなど、発達障害のある方への支援を進めております。引き続き、支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>（障害者福祉課）</p>
12	<p>多くの人たちに幼児期から成人期まで横断的な支援が行われるために、行政・NPO法人等が連携した支援を拡充してほしい。</p>	P. 21	<p>区は、障害福祉事業を行うNPO法人等は地域全体での支援力向上を担う重要な社会資源として認識しています。現在、地域生活安定化支援事業や地域生活サポート24事業などNPO法人等への委託事業を実施していますが、今後さらにNPO法人等への育成支援、協働事業を検討してまいります。</p> <p>（障害者福祉課）</p>
13	<p>知的障害児の移動支援を地域の事業所で請け負っていくシステムづくりをしてほしい。施設の負担軽減に繋</p>	P. 21 (2. 地域生活支援体制の整備)	<p>移動支援事業は、区と契約した指定障害福祉サービス事業者が、障害のある方にサービス提供するしくみ（シス</p>

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	<p>がると同時に、特別支援学校卒業後の進路が広がるなど、子供の移動支援は重要な役割がある。移動支援のような支援を地域で請け負うことで、インフォーマルな人たちがうまく巻き込んでいくことが出来るのではないか。共生社会実現のために、子供の頃から移動する力をつけて、支援者も保護者も将来を見据えて育てていくことが重要だと思う。</p>	<p>備) P. 26 (3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実)</p>	<p>テム) です。また従事するガイドヘルパーは、サービスの質を確保するためにホームヘルプ 2 級以上などの要件を満たした方としています。類似のサービスとしては、障害者総合支援法に基づいた同行援護、行動援護などの障害福祉サービスがあります。共生社会実現のために、インフォーマルな社会資源の活用は欠かせないものと考えておりますが、移動支援のようなサービスの提供には一定水準の質を確保することも重要であると認識しています。現在はNPO法人への委託事業として、移動支援ヘルパー研修を実施しております。</p> <p>障害児の移動支援については、個々の障害に応じたサービス提供のあり方について、ご利用者の状態や家庭環境を踏まえた上で必要な支援が提供できるよう検討し、順次整備を進めてまいります。</p> <p>(障害者福祉課)</p>
14	<p>障害を持ちながら地域で生活していくことが必要となってきている。高次脳機能障害についても、多くの方が病院から退院して地域に戻ってからの生活をどのようにしたら良いのか、特に高次脳機能障害の場合は中途障害になるので知識も経験もなく、戸惑うご家族が多い。退院してから社会に復帰するまでの自立訓練の充実をお願いしたい。</p> <p>また、地域での生活を充実させるための地域活動支援センターの活動を活発にしてもらいたい。品川区には2つの地域活動支援センターがあるが、精神障害者を対象にした地域活動支援センターに比べ、身体障害者を対象とした地域活動支援センターの活動への取組みは少ないように感じる。障害の区別なく、どの障害でも等しく地域活動支援センターを利用できるようにその活動を充実させてもらいたい。</p>	P. 21、22	<p>心身障害者福祉会館では、高次脳機能障害者を対象とした専門相談員による相談を行うとともに、自立訓練を通して社会復帰、日常生活への支援体制を強化してきました。また、当会館での地域活動支援センターは、障害の区別なく参加できるよう選択可能な複数のプログラムを用意しています。引き続き、自立訓練はじめ、個々の障害および個々のニーズに応じた創作・生産活動、交流活動等日中活動の場を提供する地域活動支援センターの充実を図ってまいります。</p> <p>(障害者福祉課)</p>
15	<p>障害を持っていても、障害を持つ以前の生活と同じようにいきいきと暮らせるためのサービスが必要になっている。地域活動支援センターでの講座などを定期的で開催してほしい。</p>	P. 21	<p>障害がある方が地域での生活を豊かにするために、集える場と参加の機会、移動のための支援は欠かせないと考えています。多様な障害の方に応えるために、地域活動支援センター等での日中活動プログラムの充実と工夫を図っ</p>

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
			てまいります。（障害者福祉課）
16	<p>保護者・障害児ともに健康に生活していくために、短期入所施設の拡充をお願いしたい。心療内科に通っているなど健康状態が良くない保護者が多数見受けられる。保護者にとって、一時的な母子分離は必要なものと思われる。障害者本人にとっても、成人してから自立した生活を送るために、短期入所を経験しているか否かで大きな差が出てくるように思う。</p> <p>子どもが小さいうちは保護者が面倒を見ればよいという意見もあるが、移動支援により幼少期から段階的に多くの人との外出が可能になるなど、適宜その子に合ったサービスを受けることができれば、成人時の自立の度合は大きく変わってくると思う。障害児者のライフステージを通じた長期的な視野で、障害児者とその家族へのサポートが適切かつ十分に行われるよう総合的な支援をお願いしたい。</p>	P. 21	<p>ご指摘のご意見は大変重要な視点だと認識しております。子どもが成長していく中で、やがては親離れし自立していくように、障害があってもその子なりの自立を目指し、成長を支えていくことは何より大切な視点です。</p> <p>短期入所等の拡充や、地域のインフォーマルな社会資源の創設など、地域の中で多様な支援の仕組みが整えられるよう、順次検討してまいります。（障害者福祉課）</p>
17	<p>障害者は 65 歳になると、介護保険が優先される。安心して日常生活が送れるよう、障害者支援が個々のニーズに合わせたものとなるようお願いしたい。</p>	P. 21	<p>現行制度上、類似のサービスがある場合、原則介護保険優先となりますが、障害のある方一人ひとりのニーズに合った支援が可能となるよう、個々のケースに応じて相談させていただいております。（障害者福祉課）</p>
18	<p>障害者が地域で生活し、社会参加できるよう、グループホームを増設してほしい。</p>	P. 21	<p>障害者が地域で安心した地域生活を送るためには、グループホームなどの住環境の整備が重要であると認識しております。障害者のニーズを踏まえ、助成制度の創設により民間活力を活用し、グループホームの整備促進を図ります。（障害者福祉課）</p>
19	<p>ショートステイと通所の施設を増設してもらいたい。</p>	P. 21	<p>平成 30 年度開設予定の区立障害児者総合支援施設において準備する方向で検討しております。（障害者福祉課）</p>
20	<p>卒業後の進路に不安がある。重度の場合、生活介護施設のみ選択となり、現在の区内施設は数が足りないのではないか。施設数や定員を増やし、本人が希望する施設を選択できるようにしてもらいたい。18 歳で卒業後、何十年も通うことになるかもしれない施設を選択できないことは酷ではないか。</p>	P. 21	<p>ご指摘のとおり区内の生活介護施設数は限られており、受け入れの可否については一人ひとりの障害の状態に応じて判断させていただいているのが現状です。現施設の定員数については、設置基準、活動のための施設の広さやサービスの質を確保するための人員配置などを考慮しており、増員は難しい状況ではありますが、施設の増設については、品川児童学園建替え後の施設</p>

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
			（平成 30 年度開設予定）に生活介護機能を含める等により拡充を進めてまいります。（障害者福祉課）
21	生活介護施設の中で、ある程度の年齢によるグループ分けをしてもらいたい。18 歳の人と 70 歳の人が同じ場所で同じように過ごすのは無理があるのではないか。	P. 21	障害者の施設では、ご指摘の年齢層の多様化ばかりでなく障害の種別も多様化してきています。今後、区内施設と検討し、工夫してまいりたいと考えております。（障害者福祉課）
22	障害者の重度化・高齢化に伴い、二次障害が増えてきているので、リハビリ機関の拡充を望む。	P. 22	二次障害への理解と対応のために、理学療法士等の区内施設への派遣など、専門的な支援者を広く活用できる支援体制・仕組みづくりを検討してまいります。（障害者福祉課）
23	障害者計画 P.1「計画策定の趣旨」本文 8 行目「切れ目のないきめ細かな障害者福祉施策」について、65 歳を区切りに介護保険へ移行となるため、障害者には 65 歳問題が生じる。障害者が 65 歳となっても、人間らしく生きられるように具体的にどの主体が責任を持って対応するのか明記したらどうか。	P. 21	障害者の高齢化に伴い、65 歳を迎えての介護保険制度上のサービス利用にむけ円滑な移行が図れるよう、制度間の連携等、丁寧な対応に心掛けているところです。障害固有のサービスについては、引き続き障害福祉サービスの適用がなされることや、比較的自立度の高い知的障害の方などは、必ずしも介護保険の対象とならない場合もあるため、個別の事情に配慮しながら適正な支援が受けられるよう、制度間の連携強化を大切にしております。（障害者福祉課）

(5) 障害者計画 3.子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実 【13 件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
24	「専門性の高い相談・療育支援体制の整備」(P.25) について、(品川児童学園における) 専門職の配置の強化とあるが、現状はニーズに対応できていない状況にあるのではないか。現状の把握とともに、(体制整備の) 目標達成までのスケジュールの設定は可能であると思われるので、(専門職配置の) 具体的目標数とともに、PDCAサイクルを実施いただきたい。また、専門職を配置し、人員が定着するまでの期間に、幼稚園や保育園、小学校の巡回相談だけでなく、定期的な研修や連絡会の実施ならびに支援校職員や専門家を迎え入れるなどによるノウハウの伝播や現状の人材のスキルアップに繋がる仕組みをつくってもらいたい。	P. 25	障害児の多様化・重度化により、成長発達を促すための療育支援の個別化の必要性はさらに高まっており、専門職活用の重要性は認識しているところです。専門職体制を強化するにあたっては、医療との連携も必須であると考え、個々の状態像や成長段階にどのような支援が必要なのか、どのように専門職を活用していくのか等、親子への支援と支援者への支援を両輪にしながら、体系的な仕組み作りに努めてまいります。（障害者福祉課）
25	現在の品川区の療育は 1ヶ所のみで	P. 25、26	現在、区の療育相談機関の中心は、

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	受けなければならない、他施設との併用はできないのか。全てを施設や専門の先生に頼ることができないことは理解しているが、品川区と他区との療育の違いに戸惑うことがある。知的障害児の療育支援が充実していないように感じる。現状では、受けられる療育支援は区の判断に委ねることしかできず、療育の支援体制の見直しをお願いしたい。少なくとも、幼稚園や保育園と療育の併用ができる支援をお願いしたい。		品川児童学園となっています。療育事業の展開は一カ所のみということではなく、他の児童発達支援事業との併用も現状可能となっております。 所属のないお子さんについては、品川児童学園が旧知的障害児通園施設であったことから、療育の軸を児童学園に置くことが中心になっていましたが、今後は一人ひとりの障害特性にあった療育が受けられるよう、調整を図ってまいります。 (障害者福祉課)
26	移動支援、計画的利用のできるショートステイ、ホームヘルプを、障害者本人が幼少期の頃から継続して利用できるよう、支援体制を整備して欲しい。	P. 25、26	障害福祉サービスをはじめとする公的な支援は、利用要件等を定め提供しています。幼少期の支援のあり方は、親としての役割と障害固有の支援の必要性等を踏まえ、今後も検討してまいります。 (障害者福祉課)
27	障害者本人への支援だけでなく、保護者の健康問題などにも配慮した、障害者世帯への総合的な支援をお願いしたい。保護者の突発的な病気や事故など緊急時だけでなく、保護者の通院や入院時にも平常通りに通学や放課後活動ができるような、柔軟な支援体制づくりをしてもらいたい。	P. 26	障害児・者への支援は、共に暮らす家族への支援もトータルに考えていくべきものと認識しております。緊急時だけでなく、レスパイト的な支援の充実喫緊の課題です。少しでもご家族に安心できるような支援体制づくりに努めてまいります。 (障害者福祉課)
28	日中一時支援の拡充をお願いしたい。	P. 26	働く保護者の支援、家族の用事や休息等レスパイトとしての利用等、日常的な家族支援の強化のためにも日中一時支援の拡充は重要であると認識しております。新たな場所での展開も視野に入れ、検討を進めてまいります。 (障害者福祉課)
29	障害児者の相談員として、障害児をもつ家庭から、在宅支援（ヘルパー派遣）の時間数増を望んでいるが、なかなか増やしてもらえないことが多い。在宅の障害児の支援を強化し、障害児を支援する人を増やすことで、地域全体の福祉の支援力が向上すると思う。障害児のヘルパーの増加により、障害児が成長して障害者となつてからの支援についても理解できる支援員が増えるのではないかと。今後、医療ケアが必要な障害者が確実に増えると思われるので、障害児期からの支援について考えていただきたい。	P. 25、26	障害児の育ちを支える在宅支援については、医療的ケアが必要な児童等も増えてきていることから、個々の障害の状態像や家庭環境を踏まえ、家族に過重な負担がかからぬよう、必要な支援が提供できるよう検討し、順次整備を進めてまいります。また、そのためには障害児支援に精通している訪問看護ステーション等を増やしていくなど、保健医療分野も含めた地域支援体制を強化してまいります。 (障害者福祉課)

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
30	放課後支援の拡充をお願いしたい。にじのひろばはニーズに対し、定員が少ない。保護者の希望通りに予約が取れない状況であり、兄弟の保護者会を早退しなくてはならなかったり、親の介護に支障が出ている。また、保護者が体調不良の場合などの緊急時に利用がしにくい。	P. 26	放課後支援については、日中一時支援としてのにじのひろばと、放課後等デイサービス事業があります。それぞれの利用目的に合わせて適正な支援に努めているところですが、急な利用にも対応できるような工夫を検討するなど、利用しやすい提供方法の改善を図ってまいります。（障害者福祉課）
31	小中学校の登下校時の送迎に移動支援を使えるようにしてほしい。	P. 26	障害児の移動支援については、個々の障害に応じたサービス提供のあり方について、ご利用者の状態や家庭環境を踏まえた上で必要な支援が提供できるよう検討し、順次整備を進めていきます。（障害者福祉課）
32	知的障害児の移動支援を地域の事業所で請け負っていくシステムづくりをしてほしい。施設の負担軽減に繋がると同時に、特別支援学校卒業後の進路が広がるなど、子供の移動支援は重要な役割がある。移動支援のような支援を地域で請け負うことで、インフォーマルな人たちもうまく巻き込んでいくことができるのではないかと。共生社会実現のために、子供の頃から移動する力をつけて、支援者も保護者も将来を見据えて育てていくことが重要だと思う。	P. 21 (2. 地域生活支援体制の整備) P. 26 (3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実)	移動支援事業は、区と契約した指定障害福祉サービス事業者が、障害のある方にサービス提供するしくみ（システム）です。また従事するガイドヘルパーは、サービスの質を確保するためにホームヘルプ2級以上などの要件を満たした方としています。類似のサービスとしては、障害者総合支援法に基づいた同行援護、行動援護などの障害福祉サービスがあります。共生社会実現のために、インフォーマルな社会資源の活用は欠かせないものと考えておりますが、移動支援のようなサービスの提供には一定水準の質を確保することも重要であると認識しています。現在はNPO法人との協働事業において、移動支援ヘルパー研修を実施しております。 障害児の移動支援については、個々の障害に応じたサービス提供のあり方について、ご利用者の状態や家庭環境を踏まえた上で必要な支援が提供できるよう検討し、順次整備を進めてまいります。（障害者福祉課）
33	すまいるスクールに特別支援学校の児童も通える仕組みを作っていたきたい。	P. 26	特別支援学校の児童もすまいるスクールの利用は可能です。ご指摘のご意見は、通うための手段ということだと思われませんが、今後、移動支援等の活用も含め、検討してまいります。（障害者福祉課）
34	障害者の外出について、保護者では保守的になるなど限界があるため、また、障害者自身の啓発のためにも、移動支援を、小学生でも利用できるように、段階的にでも拡充していただきたい	P. 26	障害児の移動支援については、個々の障害に応じたサービス提供のあり方について、ご利用者の状態や家庭環境を踏まえた上で必要な支援が提供できるよう検討し、順次整備を進めてまい

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	い。		ります。 (障害者福祉課)
35	障害児の移動支援のヘルパーの増員をお願いしたい。学校側からは、本人の自立などのために保護者以外との行動を増やすよう指導があるが、予約がとりづらい状況にある。	P. 26	移動支援を支えるホームヘルパーの充実を図るため、毎年、ヘルパー養成研修を実施しているところです。障害児の成長過程において、家族以外の支援者との外出の機会や社会参加は自立へのステップとしても有効であるため、充実を図ってまいります。 (障害者福祉課)
36	障害者計画 P. 5「(3)療育支援体制の充実」本文 7 行目に「組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築していきます」とあるが、具体的にはどのように構築していくのか。	P. 25、26	療育支援体制について、自立支援協議会の中に子ども支援部会を設置し、子育て支援課や保育課等児童部門や指導課等教育部門、保健センター等保健部門と積極的に情報交換・情報共有を行い、継続的な連携体制がとれるようにしてまいります。また、協議会の運営の中で、障害者計画に基づき、障害福祉計画に沿った施策を着実に遂行していくため、検証の仕組み（PDCA サイクルの活用）を整備してまいります。 (障害者福祉課)

(6) 障害者計画 4.安心・安全な生活基盤の確保 【2件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
37	地域で暮らすための生活基盤が必要。高次脳機能障害の当事者にとっては今一番必要と感じているのは日中の居場所であるが、適切な通所施設が整備されていないように思う。 日中の居場所がなく、家に籠っている高次脳機能障害者は、地域事情の把握が難しくなっており、非常時においても支援が受けにくいと思われる。	P. 28	地域での安心・安全な生活には、周囲の方々の障害への理解も必要ですが、障害当事者や家族の障害受容も欠かせないものと考えています。相談機能を軸とした継続的な関わりや、日中活動のための施設の活用により、障害のある方が地域とのつながりを欠かさないう、地域支援力の充実を図ってまいります。 (障害者福祉課)
38	災害時における支援体制の整備について、具体的にどのように進めていくのか。	P. 28	関係各課との連携強化、法人との連携、地域との協働により、災害時の要援護者の支援体制の整備・強化に努めてまいります。 (防災課・障害者福祉課)

(7) 障害者計画 5.人材育成 【5件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
39	高次脳機能障害はここ数年、関係機関の方々の理解が進んでいるが、十分とは言えない。近隣の区では、高次脳機能障害に特化したサポーター養成講座が開かれていると聞いたことがある。高次脳機能障害の専門的な支援	P. 29	高次脳機能障害を理解するための講座や講習会は、都内各所で取りまわっています。区でも南部圏域（品川・大田）での支援に参画するとともに、品川介護福祉専門学校で行う福祉カレッジや家族会と講演会を開催することで

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	者を品川区でも多く育成して頂きたい。		理解を広め、支援に努めています。今後も支援者の育成に関する施策を進めてまいります。 (障害者福祉課)
40	障害者への理解は行政の職員から始めてもらいたい。以前、相談申請のために来庁した際、対応職員が障害の病名を知らず、失望したことがある。障害福祉サービスの対象となる病名については、関係部署・所において知っておいていただきたい。また、保健師が聞き取り調査に自宅に来る際、障害者の基本的な情報や、その障害についてサービスを受けるための申請用紙を持参してこない。障害者は、必要な情報を得ることや、申請用紙などをインターネットでダウンロードすることができないことを理解していただきたい。	P. 29	今日、障害も多様化し専門的な視点も必要とされていることから、様々な障害への理解を深め、適切に対応できるよう組織的な対応力を高めてまいります。 精神障害や難病等で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合、保健と福祉が連携して対応しております。サービス提供のための要件等が異なることから、必要な聞き取りや調査等の手続きを踏まえたうえでの公的な支援の提供となりますことへのご理解をお願いします。 (保健センター・障害者福祉課)
41	素案に「障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるため」(P. 2)と記述されているが、実態は事業所の都合でサービスが変更されている。ALS（筋萎縮性側索硬化症）の場合、文字盤での意思伝達に多くの時間と体力を要するため、そのようなサービスの変更に戸惑うことが多い。品川区には障害者介護事業所が少なく、選択の余地がない。障害者に寄り添ってくれる重度訪問介護士の育成をお願いしたい。	P. 29	障害福祉サービスは、指定障害福祉サービス事業所により提供されています。そこで従事するヘルパーは、一定の要件を満たし、研修受講等を踏まえて業務にあたっています。しかし、一人ひとりの障害固有の事情への理解や配慮は、個々のサービス等利用計画や個別支援計画に基づき組み立てられ、さらには実践に基づき習得していくものと考えております。引き続き研修機会等を充実し、介護手法や障害への理解など、質の向上に努めてまいります。 (障害者福祉課)
42	障害者や発達に心配のある子どもを地域でサポートできるよう、地域住民による有償ボランティア活動を推進するような事業を実施していただきたい。	P. 29	公的な支援だけでなく、ご指摘のようなインフォーマルな社会資源を活用し、柔軟な支援体制を作っていくことは重要な視点だと思います。ご意見を参考に、地域での支援体制を図ってまいります。 (障害者福祉課)
43	相談支援員の全体的なスキルアップをしていただきたい。相談支援員によりスキルの差がある。	P. 29	相談支援は、今後の障害福祉サービスを充実するための要となると考えています。相談支援員のスキルアップのための研修等の充実により、支援力の向上に努めてまいります。 (障害者福祉課)

(8) 障害者計画 6.豊かな日常生活を送るためのサービスの充実 【2件】

No	ご意見（要約）	該当項目	区の考え方（担当課）
44	社会参加などの活動範囲を広げる	P. 32	移動支援については、必要な支援が

No	ご意見（要約）	該当項目	区の考え方（担当課）
	ため、高次脳機能障害の移動支援の時間を増やしてほしい。		提供できるよう検討し、順次整備を進めてまいります。（障害者福祉課）
45	知的障害者の余暇活動について、平日は作業所に通所が可能だが、休日に通えるカルチャー教室（パソコン教室、スポーツ教室、料理、手芸教室等）を設けてほしい。月に1度でも通うことができれば、自立に向けての訓練となるのではないか。	P. 32	ご意見として承ります。 障害のある方が、余暇活動に参加する機会を持つことは大切なものと考えています。一方で、その人らしく生きるために、訓練は公的な通所支援の場で行い、自らその人らしさを発揮する場を見つけることや家での休暇も大切なことと考えています。 (障害者福祉課)

(9) 障害者計画 7.就労機会の拡充、就労支援体制の充実 【3件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
46	交通事故やスポーツ事故などにより高次脳機能障害になった若者については、特に将来のために就労は必要なことである。しかし多くの若者は、中途障害のためにそれまでの自分の能力を覚えているため、新たな就労に対して納得がいかないケースが多い。高次脳機能障害専門の方や本人が信頼できる方が関与し、自分の能力を受容させることが必要と思われる。そのためにも、高次脳機能障害に特化した就労支援が必要である。	P. 35	高次脳機能障害をはじめ障害受容を進めにくい方への支援は、一人ひとりの障害特性に応じた支援の継続性が重要であると考えています。就労支援センターの機能にこうした考え方や視点を持たせることや、専門的な相談支援のしくみが大切であると認識しております。 (障害者福祉課)
47	発達障害者の保護者として、発達障害者の適切な就労の難しさを痛感している。本人たちの意欲を下げず、継続的に勤務するためには、柔軟な就労形態が必要と感じる。	P. 35	ご本人が就労意欲を損なうことなく、障害特性を活かした就労の実現に向け、就労支援の充実を図ります。 発達障害者支援施設「ぷらーす」では、発達障害の特性を活かした働く力を見出し、一般就労へつながる支援を充実させてまいります。 (障害者福祉課)
48	就労支援について、障害者本人次第であったり、ハローワーク一辺倒の支援となっていないか。 区内企業の障害者雇用促進に向け、有効な働きかけを行ったり、雇用を義務化したらどうか。	P. 35	障害者就労支援センターを中心に、就労のための訓練から就労後の定着支援までの一体的な支援を行うとともに、ハローワーク等就労系事業所相互間の連携を強化してまいります。 区内企業への障害者雇用への働きかけについては、その理解を求めるとともに、発注の際は障害者雇用率達成企業に対し配慮します。また、雇用の義務化については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり（障害者雇用率制度）、雇用率達成企業の増加に努め

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
			てまいります。 (経理課・障害者福祉課)

(10) 障害者計画 8.権利擁護体制の構築 【1件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
49	障害を持っていてもいなくても、等しく同じ人権を持っている。特に高次脳機能障害のように中途障害では発症以前の自分を覚えているので、本人の人権を尊重することで、精神的に落ち着き自らを受け入れることができ、他の支援も受けやすくなると思う。	P. 36、37	障害があってもなくても、一人ひとりが尊重されることが第一であると考えています。障害当事者への対応においても障害者の権利が擁護され、ご本人が自らの障害に向き合い、適切なサービスが選択できるような支援体制づくりに努めてまいります。 (障害者福祉課)

(11) 障害者計画 9.障害者理解と共感のやさしいまちづくり 【5件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
50	<p>素案を拝見し、高齢者や障害者への直接的なサービスや就労支援等の支援はかなり進んできたと思われが、高齢者や障害者と接点のない大多数の生活者は高齢者や障害者への理解が進んでいない。</p> <p>高齢者や障害者の苦労を実際に体験する機会をもち理解を深めることでやさしい世の中が実現することが真の障害者支援なのではないか。障害者自身が地域で安心・自立して生活していくための土俵づくりという意味で、健常者の理解促進事業は、(支援の仕組みの整備とともに) 大変重要な両輪のひとつなのではないか。障害者計画に、例えば小中学校などの義務教育の段階で疑似障害者体験のプログラムを取入れて障害者がどれだけ大変な思いで生活しているかを身近に知って障害者理解を進めていくなどの周辺環境づくりについて盛り込んだらどうか。</p>	P. 42	<p>障害者に対する理解については、昨年実施の基礎調査において、在宅の障害者の約半数の方が差別や偏見を感じると回答しています。障害のある方の社会参加が十分に行われるためには、地域における障害者への正しい理解、ご指摘の周辺環境づくりが必要不可欠なものであると認識し、今回の障害者計画においては施策の柱のひとつとして挙げさせていただきました。区は、事業者や障害者団体等における地域住民との行事の実施や広報などにより、普及・啓発活動をさらに進め、その充実に努めてまいります。 (障害者福祉課)</p> <p>小中学校での障害者に対する理解教育については、品川区独自の教科である市民科学習において人権問題や高齢者、障害者について学び、理解を深めさせております。教員への研修の実施も含め、障害者理解のための教育を進めてまいります。 (指導課)</p>
51	支援が充実し、障害を持つ人が社会に出ていくことで、社会全体が障害を理解して、障害を持つ人や弱者にやさしいまちづくりが進むと思う。環境としては、建物・交通機関のバリアフリー化が必要である。障害を持つ人にやさしいまちづくりをすることは、結果的に高齢者や小さい子どもに対して	P. 41	<p>障害者が安心・快適に地域生活ができるよう、建物や交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を進めるとともに、障害があってもなくても生活しやすい地域づくり(まちづくり)に努めてまいります。 (都市計画課・障害者福祉課)</p>

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	もやさしいまちづくりをすることになると思う。		
52	保護者支援の発達障害の相談業務に従事していて、教育現場での相談に痛感させられることが多い。学校では、障害に理解のある素晴らしい先生がいる一方で、「特別扱いはできない」と発言するような合理的配慮の無い先生もいる。子どもが一日で大部分の時間を過ごす学校が、本人にとって適切な環境でない場合、本人の得意な部分を伸ばすことはできず、自尊感情は下がり、思春期には大きな問題となって現れる（不登校、二次障害など）。合理的配慮について、行政側の強い指導を希望する。	P. 42	特別支援教育の考え方の中でも、合理的配慮に基づく支援の考え方を共通基盤としていくことは重要であると考えております。 区は、発達障害の特性に対する理解促進のための啓発事業や研修等を継続的に実施しており、支援者である教員等への理解も広まりつつあります。今後、保育所等訪問支援事業等による取り組みなど、福祉と教育の連携を強化する中で、合理的配慮を共通基盤としてまいります。 (指導課・障害者福祉課)
53	障害者が地域で長く暮らしていくには、地域住民の障害者理解と受容が不可欠である。障害者を中心としたイベントの他、区のイベントに障害者とその家族が参加しやすくなるような配慮を、誰もが分かる形でしていただきたい。	P. 42	計画のとおり、障害理解に向けての普及・啓発活動についてはさらに進めてまいります。イベント等については、その内容の充実、障害者のご家族の方や一般の方に広くご参加いただくための周知方法の工夫に努めてまいります。 (障害者福祉課)
54	障害者も健常者も共に暮らしやすい街づくりのために、医療・建築・福祉を総合的に考える、福祉環境コーディネーターの積極的な活用を提案したい。	P. 41	すべての人が安心・快適に生活できるまちづくりに向けて、様々な立場からのご意見をいただきながら、専門家等の意見も踏まえ、推進してまいります。 (福祉計画課・障害者福祉課)

(12) 障害福祉計画

ご意見はございませんでした。

(13) 該当なし 【13件】

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
55	補助器具の貸与に関して、東京都の認定を受けるには、その手続きのために費用も人手もかかる上、認定までには3～4ヵ月の長い期間を要する。ALSの場合、必要な時期に必要な補助器具が間に合わない。補助器具が必要な時期を事前に見計らい、前倒しで貸与の認定が受けられるような合理的配慮をしてもらえないか。このことは、補装具費支給時も同様で、申請から審査会での審査および障害程度区分の認定を受けるまで3ヵ月かかり、この期間に必要な補装具を自費負担	該当なし	補装具は、一人ひとりの障害に応じて機能を補完するため、その内容により決定までに時間を要する場合があります。ALSの補助器具の場合、都の更生相談所が判定する前に、スイッチの操作方法を確定するなど、利用者が長く使用できるよう配慮しているため貸与まで時間を要することへのご理解をお願いします。 また、障害支援区分の認定についても、必要な調査や医師意見書を受領するために時間を要することへのご理解をお願いします。区といたしましては、よ

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	で導入せざるを得ない。障害区分認定および補装具費支給の決定を迅速にお願いしたい。		り迅速な対応に努めてまいります。 (障害者福祉課)
56	障害者計画の理念である、インクルーシブ社会（教育）の実現には、障害福祉の枠を超え、教育の分野の変革、地域との連携が必須である。隣にハンディキャップを持つ人が普通に学び、当たり前前に暮らしている状況をいち早く作っていくことが重要なポイントと考えている。そのため、障害者計画と同時期に策定されている品川区子ども・子育て計画にも同じレベルでの言及、具体的な企画や計画目標を加えていただきたい。	該当なし	子ども・子育て計画は、教育・保育施設などの整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」と、総合的な子育て施策を体系化した「第3次次世代育成支援対策推進行動計画」を一体化し策定するものです。 いただいたご意見は、行動計画において「特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化」として総合的に反映されております。 (保育課)
57	品川区子ども・子育て計画内の「すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり」には、保育・教育に携わる人材の資質向上の項目があるが、ここには療育や特別な配慮が必要な子どもに対するケアをする教員の増加については触れられていない。また、支援が必要な子どもは子ども全体に含まれていないように感じた。第三次計画内には、特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化という項目があるが、ここには人員強化が触れられていない。子ども・子育て計画内に、専門知識を持ったスタッフの増強、あるいは現在の教員に対する障害児教育の実施の項目を追記いただきたい。	該当なし	
58	障害者計画内には、計画的な特別支援学級および通級指導学級の増級について明記されているが、品川区子ども・子育て計画内には、特別支援学級の開設、ICTを活用した特別支援教育の実施のみの明記となっており、通級指導学級については触れられていない。品川区子ども子育て計画において、よりインクルーシブな教育へ近づけるための大切なポイントとなる、通級指導学級（増級）や通常学級での学び（加配）について追記していただきたい。	該当なし	
59	荏原第5地域センターの多目的トイレに車イス利用者の介助で入ったところ、手洗いの手すりが障害となり、スペースが足りず、うまく便座に	該当なし	多目的トイレの設置は、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成26年版）」に整備基準が定められています。

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
	座ることができなかつた。実際に車イスを使用し、設計をしたものなのか。多目的トイレは、手洗いスペースは狭くてもよいが、便座周りは広くしてもらいたい。		ご指摘のトイレは、平成 26 年度中に可能な範囲での改修を行うこととしています。 (施設整備課・障害者福祉課)
60	空いている区営住宅を、積極的にグループホームやショートステイなどの障害者関連施設として活用していただきたい。	該当なし	区営住宅は所得の低い（ない）方の住まいの確保を目的に設置しているものです。障害福祉サービスとしての転用については、ご意見として承ります。 (都市計画課・障害者福祉課)
61	放課後等デイサービスは、その目的（療育等）から、保護者の就労状況に関わらず、公平に一定量の支給をお願いしたい。	該当なし	放課後等デイサービスは、療育を目的とした学齢児の日中活動の場となっています。利用にあたっては、特別支援学校等、学校教育との連携も重要と考えており、個々の児童の特性を踏まえ、一定の基準の下、個々に支給量が決定されています。 (障害者福祉課)
62	ブラダー・ウィリー症の子を育てている。乳幼児期はミルクを全く飲むことができず、生存が危ぶまれるほどだったが、成長した現在は逆に、異常な食欲のために糖尿病を長年病み、血糖値を下げる薬を服用している。そのために治療費もかなりの負担となっている。愛の手帳 3 級のため、品川区では治療費の助成はないが、自治体によっては、手帳の度数を問わず助成が受けられるとのこと聞いています。 同じような症状の子どもたちは、成長しても知的能力が上がったり、収入が増える可能性は低いと思う。品川区で他の自治体の助成について調査し、助成水準を上げることで、このような症状があっても生活の質がよくなることや、生き続けてよかったと思えるような暮らしができることを望んでいる。助成水準の向上について他自治体と比較の上、ご検討いただきたい。	該当なし	個々の障害の状態によっては、障害の程度と医療の必要度が一致しないこともあり、障害の個別性が高いことは充分、認識しているところです。 ご意見として承ります。 (障害者福祉課)
63	区内の点字ブロックの色が場所によって違うのはなぜなのか。黄色が多いようだが、行政指導により統一したらどうか。	該当なし	点字ブロックの設置については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成 26 年版）」により定められています。整備基準では、点字ブロックの色は黄色を原則としています。周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合は、他の色を使用することができるとされています。この場合においては、輝度比が確保できる適切な色を選択することと定められています。

No	ご意見（要約）	該当頁	区の考え方（担当課）
			(都市計画課・障害者福祉課)
64	多目的トイレが多くなっているのは好ましいが、実際に使用してみると、トイレ内で車椅子で回転ができないなど車椅子での使用が困難な場所がある。全ての車椅子でも使用しやすいトイレにしてほしい。建築基準などはないのか。	該当なし	多目的トイレの設置は、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成26年版）」に整備基準が定められています。区としても、これに基づく設置に努めてまいります。 (施設整備課・障害者福祉課)
65	就労支援について、一般企業に就職した後のケアはどのようになっているのか。また、平均的就労期間など具体的に知りたいと思っているが、相談窓口がよく分からない。	該当なし	就労移行支援事業を利用して就労された方については、就労移行支援事業所が半年間、就労後の支援を行うこととされています。その後は、区立障害者就労支援センター（げんき品川）が就労後の定着支援などを引き続き行っています。 (障害者福祉課)
66	交差点には点字ブロックが設置されているが、一部だけなので視覚障害者には認識しにくい。また、現デザインは、白杖では分かりにくいので、他のデザインを検討していただきたい。	該当なし	点字ブロックの設置場所および設置方法については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成26年版）」に定められております。また、デザイン（形状）についても同マニュアルに定められており、JIS T 9251によることを原則としています。 (都市計画課・障害者福祉課)
67	歩道では、店の看板や電柱により、車椅子での通行が困難な場所が多いと感じる。品川区で設置基準を設けてもらえないか。	該当なし	ご意見として承ります。 (都市計画課)

3. ご意見の計画への反映

いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり計画へ反映させていただきました。

No	該当箇所	従来案	修正
18	障害者計画 2. 地域生活支援体制の整備 (P. 21、①の2つ目の表の1つ目の施策の内容の3行目から4行目)	重度の知的障害者対象のグループホームや、地域で長く暮らし続けるための滞在型の精神障害者対象のグループホームなどの整備について民間活力の活用等により促進します。	重度の知的障害者対象のグループホームや、地域で長く暮らし続けるための滞在型の精神障害者対象のグループホームなどの整備について、 <u>支援ニーズを踏まえ、適切な施設を誘致するための助成制度を創設することで民間活力を活用し、促進します。</u>
13 31 32 33 34	障害者計画 3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実 (P. 26、③の本文1行目から6行目)	親の就業率も高くなり、現在でも保育園等での障害児の受け入れは、柔軟に対応しているところです。就学後も働きながら子育てができる支援体制を強化する必要があるため、日中一時支援や移動支援、ショートステイ等の障害児をとりまく支援を見直していきます。また重度の障害児等、医療的ケアにも対応で	<u>障害児の状態像は多様で変化があることから、個々のニーズを踏まえ、子育てについて十分に配慮しながら、日中一時支援や移動支援、ショートステイ等の障害児をとりまく支援を充実させていきます。重度の障害児等、医療的ケアにも対応できるような預かり機能を検討します。また、親の就業率の高まりにあわせ、保育園等での障害児</u>

No	該当箇所	従来案	修正
		きるような預かり機能を検討していきます。	<u>の受け入れについて柔軟に対応するとともに、就学後も働きながら子育てができる支援体制を充実させていきます。</u>
	障害者計画 3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実 (P. 26、③の表に施策の方向および内容、所管を追記)		<p><方向> 拡充</p> <p><施策の内容> 移動支援事業について、個々のニーズを踏まえた支援を提供できるよう検討し、整備を進めます。</p> <p><所管> 障害者福祉課</p>
44	障害者計画 6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実(P. 32、③の表の施策の内容の1行目から3行目)	移動支援事業、タクシー券の配布、自動車運転免許の取得や自動車改造にかかる経費の助成など、生活の利便および生活圏拡大のための地域生活支援事業の充実を図ります。	<u>移動支援において、グループ支援を取り入れるとともに、新たに難病患者と高次脳機能障害者を対象に加えるなど事業を拡充します。また、タクシー券の配布、自動車運転免許の取得や自動車改造にかかる経費の助成など、生活の利便および生活圏拡大のための地域生活支援事業の充実を図ります。</u>
—	障害福祉計画 P. 52 ⑦ 移動支援事業の見込量	27年度 840人 10,080時間 28年度 890人 10,680時間 29年度 940人 11,280時間	27年度 <u>850人</u> <u>11,520時間</u> 28年度 <u>900人</u> <u>12,200時間</u> 29年度 <u>950人</u> <u>12,900時間</u>